

鳥取県告示第 442 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービス事業の種類	廃止年月日
医療法人社団 もりもと 理事長 森本 益雄	東伯郡琴浦町大 字逢東 1210	森本外科・脳神経外 科医院	東伯郡琴浦町大字 逢東 1210	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成 19 年 4 月 1 日